

広島県教育委員会教育長告示第四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十四第一項及び広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和八年四月十六日

広島県教育委員会

教育長 篠田 智志

名称	PayPay株式会社
住所又は事務所の所在地	東京都千代田区紀尾井町一番三三三号
指定をした日	令和八年三月三十一日
納付事務に係る歳入等の内容	広島県立歴史民俗資料館入館料 広島県立歴史博物館入館料
歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで